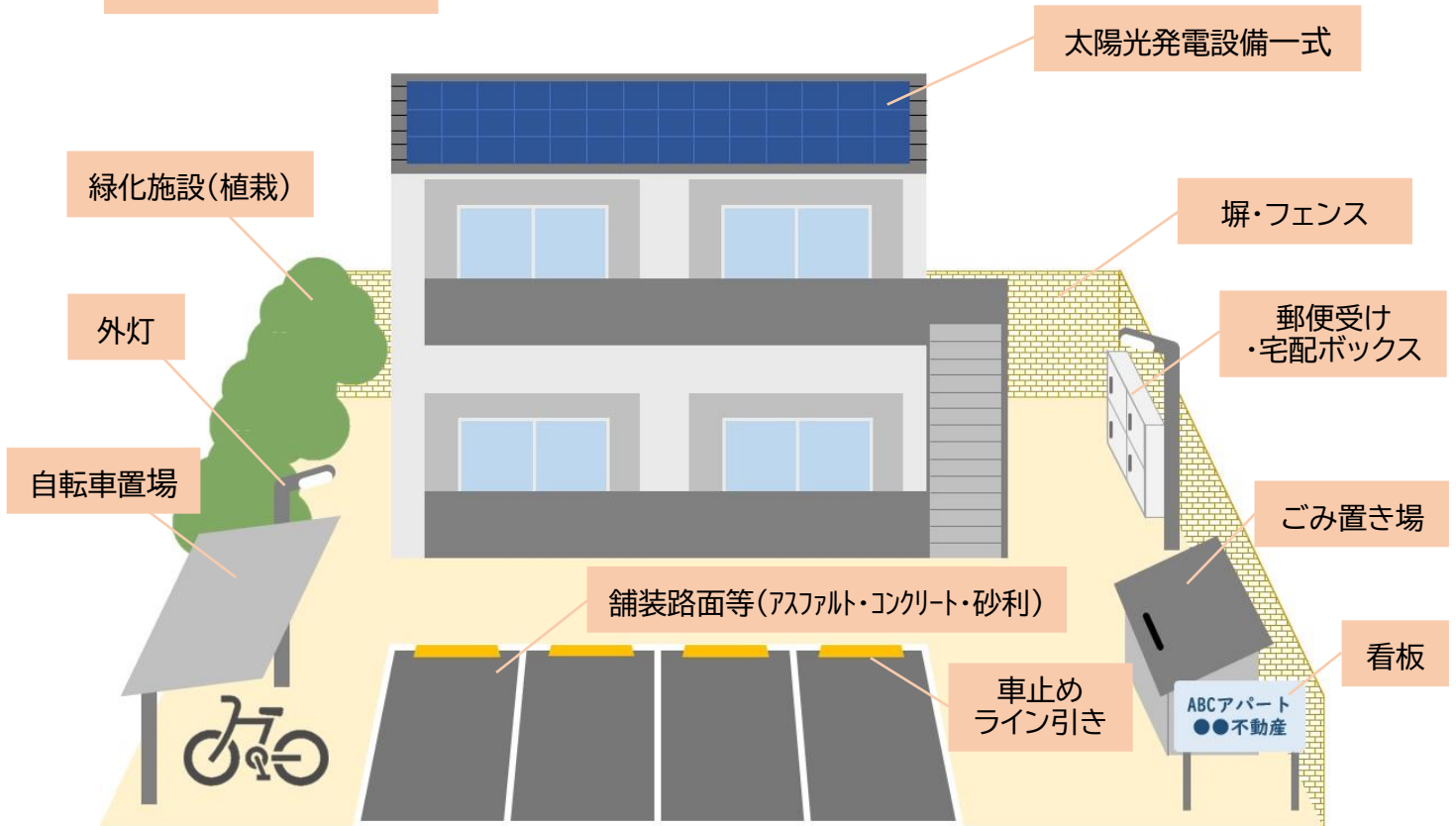


申告必要かも？

不動産貸付業に係る主な償却資産

アパートや駐車場の経営で使用されている構築物や設備等も、償却資産の申告が必要です。以下の例示を参考に、申告をお願いいたします。

申告の必要があるもの



留意事項

- 償却資産は課税標準額の合計が150万円未満の場合、固定資産税が課税されませんが、その場合でも事業を営まれている限り、資産の申告は必要となります。
- 耐用年数を経過し、減価償却を終えた資産も申告が必要です。
- 「申告の手引き」、「償却資産申告書」、「種類別明細書」は小川町ホームページ(固定資産税のページ)よりダウンロードできますので、必要に応じてご利用ください。

小川町ホームページ:<http://www.town.ogawa.saitama.jp/>

[ホーム](#) > [暮らしの情報](#) > [税金・年金・保険](#) > [固定資産税・都市計画税](#) > [固定資産税](#)

償却資産申告書提出先・お問合せ先

小川町役場 税務課 課税グループ 資産税担当
〒355-0392 埼玉県比企郡小川町大字大塚55
TEL 0493-72-1221(内線130) FAX 0493-74-2920